福島第二原子力発電所1号機 非常用ガス処理装置排ガス放射線モニター系における 微量なセシウム137の検出について

< 参 考 資 料 > 平成25年12月13日東京電力株式会社福島第二原子力発電所

<概要>

- 平成25年12月12日、当所1号機非常用ガス処理装置排ガス放射線モニター系※の放射能の定例測定を行ったところ、検出限界値をわずかに上回る微量のセシウム137が検出された(分析結果は下表の通り)。
- 当所のプラント内の放射線モニターの値や設備に異常は確認されておらず、1号機原子炉水・使用済燃料プール水の放射能分析結果においても、セシウム137の濃度は検出限界値未満であることから、福島第一原子力発電所の事故に由来するセシウム137が捕集され、検出されたものと考えている。
- 当所敷地境界に設置されているモニタリングポストおよび主排気筒放射線モニターの指示 値は通常の変動の範囲内であり、周辺環境へ影響を与えるものではない。

<分析結果> *試料採取期間:平成25年12月9日~12月12日、分析日:平成25年12月12日

核種	放射性物質濃度(Bq/cm ³)	検出限界値(Bq/cm³)	半減期
Cs-137	7. 3×10 ⁻⁹	4. 1×10 ⁻⁹	約30年

※非常時に原子炉建屋内の空気を浄化する装置の付帯設備であり、装置の下流で空気中の放射線を測定する機器。原子炉 建屋付属棟に設置。

